

22川監公第10号

平成22年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月10日付け21川監公第13号で公表した定期監査（工事監査）、平成21年12月25日付け21川監公第14号で公表した定期監査及び同日付け21川監公第15号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 後藤晶一

同 宮原春夫

22川総行革第120号

平成22年6月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月10日付け21川監報第10号で報告の提出がありました定期監査（工事監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成21年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

1 変更契約前に工事着手したもの

[指摘の要旨]

学校の夏休み期間内に完成すべき工事において、入札が不調となった機械設備工事の一部を先行していた建築工事に追加する場合は、すみやかに変更契約を行うべきであった。

(まちづくり局施設整備部施設保全担当)

[措置内容]

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、「設計変更マニュアル」を見直し、設計変更の方法や契約変更の時期等を明確化し、適切な事務手続きを行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

## 2 その他改善を要するもの

### (1) 適切な工事監理でなかったもの

工事監理に当たって、工事着手前及び工事完成時における事務処理及び施工管理が一部不適切であった事例

(まちづくり施設整備部井田病院建設担当)

[措置内容]

完成書類の確認や設計変更に関する協議書を作成するなど施工管理を確実にし、適切に工事監理を実施するよう関係職員に対し周知徹底しました。

### (2) 適切な仕様書として整備すべきもの

エレベータ設置工事の仕様書の指示で、仕上げ材の品質等について一部不適切な部分があった事例

(まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課、施設整備部機械設備担当)

[措置内容]

仕様書と参考図の記載事項を明確化し、適切な仕様書を整備するよう関係職員に対し周知徹底しました。

### (3) 適切な算定要領を整備すべきもの

耐震補強設計業務の委託費算定要領が整備されていなかった事例

(まちづくり局施設整備部施設保全担当)

[措置内容]

耐震補強設計の委託費算定については、官庁施設の設計業務等積算基準等に従い、平成22年度に設計業務等委託業務積算要領の見直しを行います。